

# グループホーム にこにこ館 施設利用料金表

◎ 1日当たりの介護保険自己負担額

令和5年 4月改正

項目	介護予防	認知症対応型共同生活介護				
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位数	748	752	787	811	827	844
加算	医療連携加算(Ⅰ) ※1	—	39	39	39	39
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※2	3	3	3	3	3
	サービス提供体制加算(Ⅰ) ※3	22	22	22	22	22
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※4	86	91	94	97	99
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※5	24	25	26	27	28
	介護職員等ベースアップ等支援加算 ※6	18	19	20	20	21
介護保険単位数	901	951	991	1,019	1,038	1,058

※2 介護予防の要支援2の方には、加算されません。

※2 認知症専門ケア加算(Ⅰ)介護保険の医師の意見書に於いて認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の加算です。

※4 (※1+※2+※3)×0.111 (注)下記の加算が算定される場合、全て加算された単位数×11.1%

※5 (※1+※2+※3)×0.031 (注)下記の加算が算定される場合、全て加算された単位数×3.1%

※6 (※1+※2+※3)×0.023 (注)下記の加算が算定される場合、全て加算された単位数×2.3%

[その他加算]

◎ 初期加算

入居日より起算して30日まで、1日 30単位が加算されます。

◎ 科学的介護推進体制加算

・入居者様ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入居者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。  
 ・サービスの提供にあたって上記の情報そのほかサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。  
 ・認知症対応型共同生活介護費ⅠかⅡを算定する場合のみ算定可能 40単位/月

◎ 入院時費用

病院へ入院した場合、1日 246単位を1ヶ月6日を限度として加算されます。

◎ 生活機能向上連携加算

リハビリテーション実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士より生活機能向上を目的とした身体状況等の評価による計画書を作成した場合、1ヶ月200単位加算されます。

◎ 看取り加算

死亡日以前4日以上30日以下 1日 144単位

死亡日の前日及び前々日 1日 680単位 死亡日 1日 1280単位

◎ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方を受け入れ、そのニーズに応じたサービスを実施した場合に、1日 120単位が加算されます。

◎ 退居時相談援助加算

退居後の利用者様に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に、1回に限り、400単位が加算されます。

◎ 1日当たりの利用料金表

項目	介護予防	認知症対応型共同生活介護				
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険単位数	901	951	991	1,019	1,038	1,058
家賃	944	944	944	944	944	944
食材費	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
水道光熱費 ※	600	600	600	600	600	600
利用料金	3,625	3,675	3,715	3,743	3,762	3,782

1か月の利用料 (30日)	108,736	110,239	111,462	112,301	112,860	113,455
1か月の利用料 (31日)	112,361	113,914	115,178	116,045	116,622	117,236

医療機関受診費・排泄に関する物品費・インフルエンザ予防ワクチン費・理美容費・家政婦協会へ家政婦依頼した

場合の費用・クリーニング費用は自己負担となります。

※冬期間(10月～3月)暖房費として1日あたり80円追加となります。

【入院時の居室確保】

入院となった場合、2週間を限度とし居室確保することができます。確保期間中は、家賃・光熱費を1日につき1544円頂くこととなります。

水道光熱費の料金設定 灯油、電気、浄化槽管理費より料金の設定をしています。実情に応じて、水道光熱費の見直しを行うこととします。